

令和6年9月から
所得制限が撤廃されます！



永平寺町在宅育児応援手当について

第2子以降の0～2歳児を在宅で育児する世帯を対象に
在宅育児応援手当を支給します

1. 対象者

対象児童	<input type="checkbox"/> ①永平寺町に住民登録があること
	<input type="checkbox"/> ②世帯において第2子以降であること
	<input type="checkbox"/> ③生後8週間を超え、満3歳に満たないこと
	<input type="checkbox"/> ④子が幼稚園等に在園していないこと
対象保護者	<input type="checkbox"/> ⑤永平寺町に住民登録があること
	<input type="checkbox"/> ⑥職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと（配偶者含む）
	<input type="checkbox"/> ⑦生活保護を受けていないこと
	<input type="checkbox"/> ⑧暴力団関係者や公序良俗に反するものではないこと（配偶者含む）

①～⑧すべてに当てはまる場合のみ、対象となります。
支給を受けるには申請が必要です。裏面をご確認ください。

2. 支給額 対象となる児童1人あたり月額1万円

3. 支給期間 支給対象となった日の属する翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

4. 支給月 2月・6月・10月（4か月に一度、4か月分を指定の口座に振り込みます。）

5. 手当の支給の流れ

《申請者》 申請書の提出

※申請書及び申請に必要な書類を提出してください。提出がない場合、手当の支給はできません。

【申請に必要な書類】

◎全員必須

- 申請書（様式第1号）
- 申請者、申請者の配偶者および対象児童の健康保険証の写し
- 育児休業給付金受給状況申請証明書（配偶者を含め2枚）（様式第2号）
- 審査・支払等にかかる同意書
- 振込先口座の通帳の写し（口座番号、名義人等が記載されている部分）

※永平寺町の住民基本台帳で申請者と対象児童の続柄を確認できない場合は、戸籍謄本などの提出をお願いすることがあります。

※様式はホームページでダウンロードまたは子育て支援課窓口にて配布しています。

【申請受付窓口】 永平寺町役場 子育て支援課

※郵送の受付も可能ですが、書類に不備や不足があれば、再度または追加の提出が必要になります。

《永平寺町》 審査・支給の決定

※不支給となった場合、手当の支給はありません。

《永平寺町》 手当支給

※2月・6月・10月に指定の口座に振り込みます。

※本給付金は、雑所得として課税対象となる可能性があります。

※このほか、支給決定後も引き続き支給要件を満たすかどうか、町が定期的に確認します。

支給要件を満たさなくなった場合は、支給期間であっても支給決定を取り消します。また、支給決定の取り消しに伴い、返還金を求めることがあります。

6. お問い合わせ先

〒910-1192 永平寺町松岡春日1-4
永平寺町役場 子育て支援課 ☎61-7250